

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
R8 年 5 月 22 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 〒675-0101 加古川市平岡町新在家77	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 東亜道路工業(株) 兵庫営業所 所長 秦 隆二	
電話番号 079-423-1789	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	姫路市内の工事現場
事業場の所在地	姫路市管轄内
計画期間	令和8年 4月 1日 ～ 令和9年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請け完成工事費： 23,034万円
③ 従業員数	20名(兵庫営業所内)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類(アスファルト殻・コンクリート殻) ・再生処理業者に委託し骨材・路盤材等を再生材料として再資源化 その他 ・再生処理業者に委託して再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

兵庫営業所:営業所長(管理者)→工事課長(補佐)→各工事担当者
↓
事務担当者(補佐)

※営業所長を管理者とし、工事課長・事務担当者が管理の補佐を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	1300 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず
	排 出 量	769.95 t	311.67 t
	(これまでに実施した取組)		
	・アスファルト殻・コンクリート殻等は、中間処理施設で破砕し再生骨材や再生路盤材として利用する。 ・建設系混合物の分別保管を確実に行之、排出量の削減。		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	150 がれき類	1300 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず
	排 出 量	1000 t	250 t
	(今後実施する予定の取組)		
	上記、現状の取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類(アスファルト殻・コンクリート殻)・ガラスくず 混合物を確実に分別保管し、委託処理する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の廃棄物に加え、その他廃棄物についても混合物を確実に分別保管し、委託処理する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(7 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類		1300 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず
	全処理委託量	769.95	t	311.67 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	769.95	t	311.67 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組) 収集運搬会社、処分会社を選定し書面による委託契約を実施している。			

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類	1500	がれき類	1300 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず
	全処理委託量	1000	t	250 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	1000	t	250 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	委託処理業者について、定期的に現地確認を実施する。			
※事務処理欄				

備考

22

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。